

令和4年度 第1回日進市男女平等推進審議会議事要旨

日 時 令和4年5月27日（金）午後6時30分～7時40分  
 場 所 日進市役所 南庁舎2階 第5会議室及びオンライン  
 出席委員 中島美幸、可児康則、小倉祥子、牧野泰介、原田義弘、水谷有志、  
 太田岬来、可児文菜、松岡成子、松本朋子、中尾猛（敬称略）  
 欠席委員 丹羽元子  
 事務局 杉田武史（生活安全部長）、大鐘徹也（市民協働課長）、  
 長原詠子（同課主幹）、武田裕子（同課共生共同係長）、  
 秋山里奈（同課市民協働係主事）、松田涼輔（同課共生共同係主事）  
 傍聴の可否 可  
 傍聴の有無 有（3名）  
 協議事項等  
 （1）パートナーシップ宣誓制度について

議事及び発言内容

発言者	内 容
	開会
事務局	開会を宣す
事務局	生活安全部長あいさつ
	傍聴者入場
会長	次第に沿って進行
	（1）パートナーシップ宣誓制度について
事務局	資料を基に説明。
会長	説明に対して、質問や意見はないか。
委員	資料2を見た時に、残念な印象を受けた点が1箇所あった。最初の「パートナーシップ宣誓制度とは」の部分の文章が、「法律上の効果が生じるものではありません。」で終わってしまっていて、印象が悪く見える。他の自治体を参考に、「～ありませんが、誰もが大切なパートナーと自分らしく暮らしていくことを市が応援するものです。」等の文章で終えるほうが望ましいのでは。 また、この文章のタイトルが「パートナーシップ宣誓制度とは」となっているが、導入している自治体によって制度内容はバラバラであるため、「日進市パートナーシップ宣誓制度とは」という記載のほうが良い。
会長	応援しているという表現に直せると良い。 この制度は法的根拠が無く決まっているものではないため、日進市がどういった制度を作っていくかを示していく事がふさわしいと思われる。
委員	成年は18歳という認識で良いか。
事務局	はい。

委員	この制度がいくつかの自治体で始まった時は、宣誓者が自治体職員と面接のような形でカップルか確認するようなこともあったと聞いている。その一方で東京都ではインターネットで申請できるようになる予定で非常に流動している。 日進市ではどのような形で申請を受けるのか。
事務局	用意いただいた宣誓書類を提出してもらおう形で宣誓を受ける。個室か窓口かは選べるようにする予定。
委員	日進市パートナーシップ宣誓制度という名称になっているが、「パートナーシップ」という単語はよく使用される言葉であるため、他の制度とややこしくならないか。例えば、日進市〇〇パートナーシップ宣誓制度といった名称にできないか。仮に〇〇にLGBTQという単語を入れてしまうと、範囲が狭くなってしまうため、どのような言葉を入れればよいかは検討が必要。
委員	LGBTQ当事者側からの見方としては、「パートナーシップ宣誓制度」がやっと馴染んできているため、他の単語を入れてしまうと、いつもの制度と違うのかと身構えてしまうため、この名称で良いと思う。
委員	宣誓する2者の片方が他自治体で宣誓制度を利用している場合、どう対応するのか。両市で宣誓することはありえるか。
事務局	他自治体で同様の制度を利用している場合、日進市では宣誓ができないことになる。
委員	他の自治体で宣誓しているかは事務局で把握できるのか。
事務局	把握ができないため、宣誓時にチェック欄を設けて本人に申告してもらう。
委員	他自治体で宣誓制度を利用している方が日進市にお住まいの場合、日進市で福祉厚生等の制度を利用しようとしたときに、日進市の証明書でないと利用できない可能性があるのでは。福岡市と熊本市は連携して届出無しで、双方で使用ができるようになっている。 現在県内で続々と制度導入をする自治体が増えているが、落ち着いたら連携させていくようにすると良い。
会長	ファミリーシップの子ども意思確認について、その観点からこの制度をどうとらえるか。
副会長	パートナーシップ宣誓制度とファミリーシップ制度の成り立ちや仕組みが同じなのであれば一括して実施しても良いと思われるが、性格が違うものであれば、まずはパートナーシップ宣誓制度を導入し、ファミリーシップ制度は引き続き検討していくほかないと思う。
会長	ファミリーシップ制度であっても、子ども自身が宣誓するわけではなく、あくまで親が宣誓をするもの。私も先にパートナーシップ宣誓制度を導入することが良いかと思っている。
委員	他自治体でファミリーシップ制度を使っている家庭の話だが、お互い一度結婚して子どものいる人が同性同士で結びついたカップルで、結婚ができ

	<p>ないため名字が違う。子どもの熱がでて学校へ迎えに行くようなときに、名字が違うから引き取れない、病院で名字が違うからサインができない、といったときにカバーするものとしてファミリーシップ制度を利用している。証明書があったから引き渡したと学校側も言える。</p> <p>最近では、カップルに子どもが生まれて、パートナーと子どもと同時に制度を利用したケースもある。</p> <p>ファミリーシップ制度については徐々に広がってきているという肌感覚はあるが、タイミングとして潮目が今ではないと言われればそうかもしれない。豊田市のようにパートナーシップ宣誓制度を導入するならと一気にファミリーシップ制度まで導入した自治体もある。</p>
会長	<p>日進市ではファミリーシップ制度については今の段階では導入しないという案であるが、パートナーシップ宣誓制度については今年度中に導入する予定とのこと。要綱の改正でバージョンアップできるため、まずは制度を動き出させることが必要かと思う。</p> <p>子どもの問題は難しい。要は家族になるということ。婚姻制度に基づく結婚であれば、子どもは連れ子ということになるが、これをどう考えるか。カップルはお互いの意思であるため、そこは最大限尊重したい。そこから派生する子どもの意思は別に考える必要がありそう。今回のファミリーシップ制度に限らないが、DVの問題もあり、本来は安心できる場所である家族がおそろしい場所にもなりうる。「家族は良いもの」と決めつけず立ち止まって慎重に考えていく必要があるというのが私個人の意見。</p>
副会長	<p>宣誓の要件で、転居を予定している人を含めているが、転居予定で宣誓後、何らかの理由で転居ができなくなった場合について考えておく必要がある。</p>
事務局	<p>どのような形で対応するか、検討する。</p>
会長	<p>他の市町の制度はどうなっているかという話が前回の審議会に出ていたが、やはり内容は様々か。</p>
事務局	<p>他にも転居予定を含めている自治体はあるが、その後に転居がされたかを確認しているかまでは把握ができていない。</p> <p>県内で導入済の10市でも、例えば住所要件が双方市内在住か一方が市内在住かでも様々な状況。</p>
委員	<p>解消時について、案だといずれか一方の申出で解消できることになっているが、片方だけの意思で解消ができてしまうことで問題は起きないか。対応をどうするか考えておいた方が良いと思う。</p>
副会長	<p>解消後に証明書が返却されない場合にどうするか。効力の無い証明が使用され続けられないか。</p>
委員	<p>解消後について、宣誓が無効になっていることを、番号でホームページ上に公開する自治体もあった。先ほど転入についての話もあったが、寒川町では転入予定の場合は宣誓時から3か月以内に転入することが条件となっ</p>

	ており、転入したことを示せなければ同様に宣誓を無効とし番号を公開することになっている。無効となった場合の何らかの手立ては事前に検討しておいた方が良い。
委員	<p>ニュースで見た内容だが、先進的な企業だと、証明書を提示することで配偶者手当のようなものが利用できると知った。ただ、現在の要件では性善説に則った内容で、転入についても悪用する人はいないと信じたいが、自分の住む自治体に制度が無いことで日進市の制度を悪用する人がいないとも限らない。</p> <p>返還についても、解消を確認ができないので、本人は解消していないといっても実際は関係が終わっていて、企業の福利厚生を受け続けることができってしまうのではないか。実際にやってみないと分からないと思うが、事前に想定しておくことは必要ではないか。</p>
事務局	本日委員のみなさまからいただいた意見に関しては、事務局で検討し、7月の審議会前にメールでご連絡する。
会長	みなさんはそれでよいか。
委員	(一同了承)
会長	問題となった箇所は、転入時と解消時、複数の自治体利用でしょうか。次回の審議会は答申を予定しているため、それまでにメールでやりとりしていく。
会長	制度を導入して終わりではなく、不具合があれば修正していくか。
事務局	課題については今後も検討していく。
委員	この制度の趣旨を考えると、宣誓をしたい方の応援をしたいという制度だと思う。そういった趣旨を考えると、メリットを追求していくような制度ではない気がする。もちろん制度の導入によってメリットはでてくるが、メリットに対して悪用される話を追求しすぎると、本来の趣旨と離れていってしまわないか。
会長	今後議論を進める中でも、本来の趣旨を意識しながら考えていく必要があると思う。他に意見・質問はないか。
委員	無し
	(2) その他
会長	では、事務局からその他についての報告を。
事務局	「女性の活躍宣言」について、日進市が令和3年度に宣言を行ったこと、「イクボス宣言」について現在宣言に向けて準備中であること、愛知学院大学と連携してリプロダクティブ・ヘルス/ライツの啓発パンフレットを作成する予定であることの3点を報告。
会長	愛知県下のイクボス宣言状況はどうか。
事務局	現在、8市町が宣言している。
会長	まだまだ少ない中で果敢に宣言することはとても良い。ぜひイクボスを育てていてもらいたい。

	他に意見・質問はないようなので、事務局へ進行をお返しする。
	閉会 （19：40）